女性活躍推進法

社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会　行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を整え、女性の仕事に対するモチベーションを高めていくために、行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間。

2. 目　　標　　管理職の女性割合を 30%以上にする。

3. 取組内容・実施内容

令和 7 年　4 月～　　職員に対しての意識調査

令和 8 年　4 月～　　管理職向け研修カリキュラム等の確認

令和 9 年 4 月～　　管理職候補者向け研修

令和 10 年　3 月　　次年度人事配置に反映